

特 記 仕 様 書

(適用)

- 第 1 条 この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての特記仕様書に明記なき一般事項等は、共通仕様書によるものとする。

(工期)

- 第 2 条 本工事における工期は以下のとおりとする。
- 工 期：令和 8 年 9 月 2 日から令和 8 年 11 月 20 日まで

(主任技術者等)

- 第 3 条 本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した入札参加様式に記述した配置予定の技術者でなければならない。

(主任技術者等の専任期間)

- 第 4 条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

(施工計画書)

- 第 5 条 受注者は、施工計画・技術提案に記述した施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知された提案を除き、施工計画書の(16)その他に記載し施工しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。
- 施工条件等の変更により、技術資料に記述した施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督員と協議するものとする。

(再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出)

- 第 6 条 本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、受注者は国土交通省 HP に登録されている建設リサイクル報告様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設発生土の搬出先計画制度における「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する

判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」第8条第4項で規定する確認の結果を記載した書面（以下、確認結果票）を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

また、受注者は、再生資源利用計画書及び再生支援利用促進計画書並びに確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

工事完了後は速やかに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して監督員に提出する。また、EXCEL データについても監督員に提出するものとする。ただし、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、EXCEL データの提出は不要とする。

なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

※ 建設リサイクル報告様式（再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版の EXCEL 様式）の最新版を国土交通省 HP からダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

※ 建設発生土の搬出先計画制度に基づく建設発生土の搬出先の確認（確認結果票）の様式、作成にあたっての解説については、国土交通省 HP からダウンロードして入手すること。また、運用についても国土交通省 HP の内容によるものとする。

< 建設発生土の搬出先計画制度 >

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

< 確認結果票様式及び作成にあたっての解説 >

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

（工事現場発生品運搬）

第 7 条 本工事の施工により発生する鉄くず（ガードレール）は、スバルライン二合目車庫（運搬距離 L=4.2km）に運搬するものとする。

（建設リサイクル法対象工事の届出に係わる事項の説明等）

第 8 条 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号 最終改正平成 26 年 6 月 4 日法律 55 号）。以下「建設リサイクル法」という）の対象工事であり、受注者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、書面により契約担当事務者に、契約前に説明を行うこととする。

（施工管理）

第 9 条 本工事の施工管理は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

2. 本工事の写真管理は、工事写真管理基準によるものとする。

(工事中の安全確保)

第10条 本工事に際しては、道路工事交通保安施設設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとし、以下のとおり交通誘導員及び保安施設を設置するものとする。

- ・交通誘導の時間帯

8:00～17:00 実働8時間(交代要員あり)

- ・交通誘導期間

防護柵撤去・設置工に係る作業期間で概ね4日間(配置員数2人+交代要員1人/日)

ただし、交通管理者や他工事施工業者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人数等の変更が必要になった場合は、監督員に協議するものとする。

2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

(下請施工体系図の作成及び提出)

第11条 「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

(段階確認)

第12条 段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、次によるものとする。

(1) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか確認すること。また、社内検査資料を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

(2) 段階確認時の注意事項

段階確認においては、出来形管理表等を作成し、監督員に提出すること。

(工事完成図書の納品)

第13条 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「山梨県県土整備部電子納品要領：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で1部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子デ

ータを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」を参考とするものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(ウイルス対策)

第14条 受注者は、電子納品時のみならず、監督員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(工事施工中情報共有システム 基本適用型)

第15条 受注者は、本工事では、「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」(以下、「要領」という)に基づき、情報共有システムを原則利用することとする。

情報共有システムを利用する書類は、「要領」に基づくものとし、システムを利用した業務書類は電子データと紙書類の二重納品は認めない。

ただし、何らかの理由により、情報共有システムを利用しないことについて、発注者に申し入れた場合は、発注者との協議により対象外とすることが出来るものとする。

(週休2日適用工事)

第16条 本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により実施することを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。

週休2日に取り組む内容については、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和8年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」による。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第17条 この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行できる工事とする。

受注者は、契約後速やかに工事打合せ簿により、補正の試行の有無を記載し、監督員へ提出すること。

試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

(ICT施工技術(受注者希望型))

第18条 1. 本工事は、建設現場における省人化・生産性向上を目的とした「山梨県県土整備部ICT活用工事試行要領」の対象工事である。受注者がICT施工技術の活用を希望する場合は、ICT施工技術(施工プロセスの①から⑤(標準実施型))ま

たは、②④⑤（簡易型））を選択し、施工計画書提出までに、その旨を監督員と協議し、承諾を得ること。なお、簡易型の場合に施工プロセスの①③についても、受注者の希望により ICT 施工技術の活用を選択し、部分的に活用することが出来る。

2. ICT 施工技術の活用に係る費用は、受発注者の協議により変更契約の対象とする。ただし、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、下記に示す「3次元座標値を面的に取得する機器」を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行った場合のみ費用を計上する。

【3次元座標値を面的に取得する機器】

- ・空中写真測量（無人航空機）による起工測量及び出来形管理
- ・地上型レーザースキャナーによる起工測量及び出来形管理・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量及び出来形管理
- ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量及び出来形管理
- ・音響測深計器を用いた起工測量及び出来形管理

3. 発注者は、ICT 施工用データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与するほか、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる、詳細設計において作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。受注者は、設計図書を照査し、ICT 活用工事の実施に必要な情報から施工用データを作成する。

4. 受注者が ICT 施工技術を活用した場合は、「ICT 活用工事に関する活用効果調査票」に記入し、工事完成時に完成図書に含めて提出すること。なお、調査票は山梨県技術管理課 HP

(<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/jyouhoukasekou.html>) の最新の調査票を使用すること。

（法定外の労災保険の付保）

第 19 条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（デジタル工事写真の黒板情報電子化について）

第 20 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、山梨県写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、山梨県写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、山梨県写真管理基準及び国土交通省デジタル写真管理情報基準に準ずるが 同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、山梨県写真管理基準「2-5 写真編集等」及び国土交通省デジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（受注者希望型））

第 2 1 条 本工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき遠隔臨場の利用を希望することができる。受注者は、契約後に遠隔臨場の利用を希望する場合は、速やかにその旨を協議する工事打合せ簿を監督員に提出し、承諾を得なければならない。なお、試行は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施するものとする。

（快適トイレ）

第 2 2 条 本工事は、快適トイレ設置の対象工事とする。実施にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置に関する実施要領」に基づき、取り組むものとする。

(ワンデーレスポンス)

第23条 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は、基本的「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

ワンデーレスポンスの実施にあたっては、山梨県ホームページに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和6年4月）に基づき、取り組むものとする。

効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。

(ウィークリースタンス)

第24条 本業務は、ウィークリースタンスの対象工事（業務）である。実施にあたっては、「山梨県ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(現場環境改善 受注者希望型)

第25条 受注者は、本工事において「土木工事における現場環境改善実施要領」に基づく現場環境改善を実施することが出来る。実施を希望する場合、事前に実施内容等を工事打合せ簿により協議するものとし、決定した内容は設計変更の対象とする。なお、率計上分による現場環境改善を実施しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策」を単独で実施することができる。

(建設キャリアアップシステム (CCUS))

第26条 本工事で「建設キャリアアップシステム (CCUS)」を活用する場合は、工事着手前までに監督員と協議を行い、CCUS活用モデル工事の対象とすることができる。この場合、「山梨県県土整備部建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事」要領（試行）第3条第2項の工事として適用するものとする。

(国際情勢の変化等に伴う資材調達及び資材価格変動への対応)

第27条 本工事において、国際的な情勢の急激な変化や大規模な地域紛争等に起因し、受注者の責によらない事情により、資材の調達期間の長期化、資材価格の著しい変動その他工事の円滑な施工に影響を及ぼす事象が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その影響が工期又は請負代金額に及ぶと見込まれるときは、受注者は、建設業法第20条の2第2項の規定を踏まえ、当該事象の内容及び想定される影響に関する情報（おそれ情報）を、把握し次第、発注者に通知することと

し、発注者及び受注者は、建設工事請負契約約款及び関係法令等に基づき、工期の変更又は請負代金額の変更（スライド条項の適用を含む。）について協議し、必要な対応を行うものとする。

（通行料の免除）

第 28 条 工事のため通行する車両について、契約締結後、申請により通行料を免除する。
なお、料金所通過の際、必ず一旦停止し、料金徴収員に通行証を提示すること。

（その他）

第 29 条 この特記仕様書及び共通仕様書等によりがたい事項について、受注者は、速やかに監督員と協議し決定するものとする。